

地域計画

策定年月日	令和7年3月19日
更新年月日	令和8年2月10日 ( 第1回 )
目標年度	令和 16 年度
市町村名 (市町村コード)	久米島町 473618
地域名 (地域内農業集落名)	久米島町全域 ( 比屋定地区、仲里・美崎地区、清水・大岳地区、久米島地区 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1951 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1951 ha
② 田の面積	1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1874 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	56 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5 ha
(参考)区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	1125 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	47 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における80才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本地区は、少子高齢化に伴う農業者が減少が著しいため、農業後継者不足が顕著である。  
 また農地が利用されず遊休農地が増加する懸念があり、圃場も適切に管理しなければ作物(さとうきび、花卉類等)の収穫が減少することが予想される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

新規就農者が参入しやすい農業の仕組みを構築する。  
 また、農地の集約化や法人化についても推進を図っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域内農業従事者の高齢化を踏まえ、農地バンクを利用し、地域内外での規模拡大者、新規就農者に優先的に農地を集約していく。またこれら担い手の出現に期待すべく農地の荒廃を抑え目標地図の更新を図り、効率的な農用地の活用を目指す。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	7.3	%	将来の目標とする集積率
			7.5 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
貸し手と借り手の意向を確認しながら農業法人や認定農業者を中心に、または隣接する耕作者に貸付をするなど、可能なところから集約化を進めていく。			



5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。